

公益財団法人兵庫県生きがい創造協会高齢者陶芸の村管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人兵庫県生きがい創造協会高齢者陶芸の村の設置及び管理に関する規程(以下「規程」という。)第11条の規定に基づき、高齢者陶芸の村(以下「陶芸の村」という。)の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(入村・利用手続)

第2条 陶芸の村に入村して作陶のための施設及び設備を利用しようとする者は、高齢者陶芸の村入村・利用申込書(様式第1号)により、入村及び利用の申込みをしなければならない。

2 理事長は、前項の申込みを承認したときは、当該申込みをした者に入村・利用決定通知及び入村料・利用料納付依頼をするものとする。

3 入村者は、利用を中止して退村しようとするときは、高齢者陶芸の村退村届(様式第2号)を提出しなければならない。

(水曜会に係る利用手続)

第3条 交流行事として毎週水曜日に地域住民等を対象とした作陶体験会(以下「水曜会」という。)を実施する。

2 水曜会に参加して作陶のための施設及び設備を利用しようとする者は、高齢者陶芸の村交流行事申込書(様式第3号)により、利用申込みをしなければならない。

3 理事長は、前項の申込みを承認したときは、当該申込みをした者に利用決定通知及び利用料納付依頼をするものとする。

(作陶日等)

第4条 入村者の作陶日は毎週月曜日及び火曜日(第1班)又は毎週木曜日及び金曜日(第2班)のいずれかとし、作陶時間は午前9時から午後2時30分までとする。

2 水曜会に係る作陶日は毎週水曜日とし、作陶時間は午前9時から午後2時までとする。

(利用料等)

第5条 規程第4条第3項の利用料等の額は、次の表のとおりとする。

入 村 料	12,000 円
利 用 料	月額 3,500 円

2 利用決定に係る期間に1箇月に満たない端数があるときは、これを1箇月として利用料を算定する。

3 第1項の利用料等は、入村料については利用開始までに、利用料については利用決定に係る期間につき3箇月分以上を前納しなければならない。

(水曜会に係る利用料)

第6条 水曜会に係る規程第5条第2項の利用料の額は、日額500円とする。

2 前項の利用料は、利用開始までに納めなければならない。

(利用料を返還しない特別の理由)

第7条 規程第4条第4項ただし書及び第5条第3項ただし書の特別の理由は、利用者の死亡、病気等利用を継続することができないやむを得ない事情があることとする。

(作陶経費)

第8条 規程第8条の経費は、材料費及び焼成費とし、粘土10kgにつき2,500円とする。

(参加経費)

第9条 規程第9条の参加経費の額は、使用する粘土1kgにつき560円の割合で算定した額とする。

(水曜会に係る長期継続的な作陶に係る特例)

第10条 水曜会の参加者で1年度にわたる長期継続的な作陶をしようとするものは、第3条第1項の規定にかかわらず、入村者に準じて年度ごとに利用申込みをして作陶をすることができる。

2 前項の規定による利用に係る利用料の額は、第6条第1項の規定にかかわらず、月額4,000円とし、利用決定に係る期間につき3箇月分以上を前納しなければならない。

3 第1項の規定による作陶に係る参加経費の額は、第9条の規定にかかわらず、使用する粘土10kgにつき2,500円の割合で算定した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(高齢者陶芸の村利用細則等の廃止)

2 高齢者陶芸の村利用細則及び高齢者陶芸の村の短期利用細則は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。